

社会主義のもとでの労働に

応じた分配の必然性

西 村 可 明

まえがき

この論文の目的は、社会主義賃金論研究の一環として、社会主義的分配原則—労働に応じた分配—の客観的必然性の問題をマルクス主義古典とソ連邦における歴史的・具体的経験との検討を通じて考察することである。

ソ連邦におけるほぼ半世紀にわたる現実の経済生活は、社会主義社会においても賃金範疇の存在することを示している。社会主義のもとでの賃金範疇の存在は、社会主義社会発展の未成熟な段階のみに固有な現象にすぎないかも知れないが、今後かなり長期間にわたって存在すると一般に予想されている。したがって、社会主義のもとで賃金範疇の存在を必然化させている諸条件が社会主義経済論において解明されてしかるべきであろう。そのためには先ず第1に、社会主義のもとでの労働に応じた分配の必然性を、第2に、労働に応じた分配が賃金形態をとる必然性を考察しなくてはならない。

また第1の問題は、労働に応じた分配の性格をめぐる中ソ間の論争や、その労働概念の把握をめぐる日本の研究者間の論争を検討するうえでも有効な視角を提供するであろう。

ところで、労働に応じた分配にかんして現在ソ連邦で主張されている諸理論は、一方ではマルクス主義の古典に依拠しながら、他方ではおもにソ連邦における社会主義・共産主義建設の実践的経験に学びながら形成され発展させられてきたものである。したがって、最近の諸理論の検討に入る前に、ソ連邦で支配的な労働に応じた分配の必然性論が古典的理論とソ連邦における歴史的・具

体的経験との結合のなかから発生してくるところを検討しなくてはならない。この検討が本稿の課題である。

I 古典における労働に応じた分配

周知のとおり、マルクスが労働に応じた分配について最も詳細な規定をあたえたのは、『ゴータ綱領批判』⁽¹⁾においてである。ここでマルクスは、『ゴータ綱領』にあらわれた「労働用具を共有財産にたかめ」た社会における「労働収益の平等な権利にしたがった分配」⁽²⁾というラツサールの思想を二点から批判し、同時に社会主義的分配様式についての積極的な規定をあたえている。その第1は、「労働収益の分配」という漠然とした観念を批判して、「社会的総生産物の分配」⁽³⁾という概念を対置している点であり、第2は、「平等な権利」にしたがった分配という命題の批判と、共産主義社会の第1段階における分配関係の詳細な規定の展開である。本稿では第1の点は省略される。

ここでマルクスのあたえた社会主義的分配関係の規定は、次の3点に整理できよう。

第1は、社会主義のもとでの労働に応じた分配の必然性についてである。マルクスは次のようにのべている。

「ここで問題にしているのは、それ自身の土台のうえに発展した共産主義社会ではなくて、反対にいまようやく資本主義社会からうまれたばかりの共産主義社会である。したがって、この共産主義社会は、あらゆる点で、経済的にも道徳的にも精神的にも、それがうまれてきた母胎たる旧社会の母斑をまだおびている。したがって、個々の生産者は、彼が社会ににあたえたのと正確に同じだけのものを一控除をおこなったうえで一かえしてもらおう。」⁽⁴⁾（傍点は引用者

(1) マルクスは『資本論』第1巻第1章で共産主義社会の段階規定および労働に応じた分配についての考え方を萌芽的な形でのべている。『資本論』青木書店版、第1部上冊、181—182頁。

(2) K・マルクス『ゴータ綱領批判』、国民文庫版、36頁、40頁。

(3) K・マルクス、同上、41—42頁。

による)

ここでマルクスは、共産主義社会を高低二段階に区別して低い段階の特徴を規定し、そこから必然的に生じるものとして労働に応じた分配をとらえている。すなわち、労働に応じた分配の必然性は、共産主義という新社会における旧社会の母斑の残存によって説明されている。しかしながら、共産主義社会のいかなる新要素と旧社会のいかなる母斑とのどのような絡み合いのもとでそれが必然的に生じるのかについては明らかにされていない。引用文中の「したがって」をどう解釈すべきかは、残された大問題である。

第2は、労働に応じた分配の詳細な規定である。マルクスは上の引用にひきつづいて次のようにのべている。

「彼が社会にあたえたものは彼の個人的労働量である。たとえば、社会的労働日は個人的労働時間の総和からなり、個々の生産者の個人的労働時間は、社会的労働日のうちの彼の給付部分、すなわち社会的労働日のうちの彼の持分である。彼はこれこれの労働(共同の元本のための彼の労働分を控除したうえで)を給付したという証明書を社会からうけとり、この証明書をもって消費資料の社会的貯蔵からひとしい量の労働を要するものをひきだす。彼は自分が一つの形で社会にあたえたのと同じ労働量を別の形でかえしてもらうのである。」⁽⁵⁾

この引用から明らかなように、労働に応じた分配とは、まず「一つの形で社会にあたえたものと同じ労働量を別の形でかえしてもらうこと」である。ここでは給付労働量が多ければかえしてもらう労働量も多くなるという一種の比例的關係が存在している。したがって労働に応じた分配とは、各生産者のうけとる分配が「彼の労働給付に比例する」⁽⁶⁾ことである。この意味でそれは、労働と分配との一種の比例的連関と要約しておくことができる。

ところが、同じく上の引用箇所において、マルクスは労働に応じた分配を一層詳しく規定している。すなわち労働に応じた分配とは、一つの形で社会に給

(4) K・マルクス『ゴータ綱領批判』, 国民文庫版, 同上, 43頁。

(5) K・マルクス, 同上, 43頁。

(6) K・マルクス, 同上, 44頁。

付した労働のうちから共同元本のための控除をおこなったあとの残余部分を別の形でかえしてもらうことである。この規定の特徴は「共同元本のための控除」を含んでいる点にあるが、この点を考慮すれば労働に応じた分配は給付労働と控除後の残余部分との比例的連関であると、要約しなおすことができる。その場合、給付労働から共同元本のために控除する大きさを決定するさいには、同時に残余部分の大きさが考慮されねばならない。そこでこの残余部分の大きさを直接に規定している要因が問題となってくる。ここでのマルクスはこの問題についてふれていないが、ソ連邦でこの要因とみなされているのは、物質的刺戟と労働力再生産費との2つである。

この要因を考慮に入れた場合、給付労働と残余部分との比例的連関（労働に応じた分配）をどのように理解すべきかが問題となってくるが、この点に関してソ連邦では次の三通りの解釈がなされている。（a）この比例的連関を、給付労働が多ければ（少なければ）かえしてもらう労働も多くて（少なくて）当然である、と説明して当然である根拠を示さない考え方、（b）この比例的連関を物質的刺戟のために必要な関係とみなす考え方、（c）これを労働力再生産のために必要な関係とみる考え方⁽⁷⁾である。このように、マルクスがあたえた労働に応じた分配の規定は、多様な解釈の成立する余地を残しているといえよう。

第3は、労働に応じた分配のもとで生産者の権利は平等な側面と不平等な側面とを併せもたざるえないことについてである。マルクスは上の引用文のあとで具体例をひいてきわめて詳細にのべているが、ここではその引用は省略することにしよう。⁽⁸⁾

以上、マルクスは論理の歩みを（1）社会主義の段階における労働に応じた分配の必然性、（2）労働に応じた分配の規定、（3）この分配様式のもとで生産者の権利が平等・不平等の両面をもつことの不可避性、という順にすすめて

（7）岡稔「労働に応じた分配について—社会主義経済のヴィジョンと実際—」、『経済評論』、1967年11月号、84—85頁参照。См. «Политическая экономия социализма», Москва, «Экономика», 1969, стр. 244.

（8）K・マルクス、『ゴータ綱領批判』、44—45頁。

いる。そのさい（３）については疑問をさしはさむ余地のないほど明瞭かつ具体的に説明しているのにたいして、（１）および（２）においては問題を未解決のまま残している。このことの理由の一つは、おそらく、『ゴータ綱領』の二重の誤りにあるといえよう。それは、『ゴータ綱領』が「いわゆる分配のことで大さわぎをしてそれに主要な力点をおいたのは、全体として誤りであった^{（９）}」し、しかもその上に社会主義的分配様式の理解のうえで「平等な権利にしたがった分配」に示されるラッサールの誤りを重ねたために、マルクスが（３）の問題に重点をおいて論じなければならなかった、ということである。

このような事情も一因となって、労働に応じた分配にかんするいくつかの問題がわれわれに残されていることは、確かである。

１ 共産主義社会の第１段階において、旧社会のいかなる母斑（古い要素）と、新社会のいかなる新要素とが、どのように結合したときに、労働に応じた分配が必然的にあらわれるのか、という問題。

２ 給付労働と労働報酬とのあいだの比例的連関をどのように理解すべきかという問題。

ところで、『ゴータ綱領批判』におけるマルクスは、これらの問題とともにそれらを解決するための方法の一つをも同時に残している。マルクスは分配に主要な力点をおいて社会主義を説明することを批判して、次のようにのべている。

「いつの時代にも消費資料の分配は、生産諸条件そのものの分配の結果にすぎない。しかし、生産諸条件の分配は、生産様式そのものの一特徴である。…物的生産諸条件が労働者自身の協同組合的所有であるなら、同じように、今日とはちがった消費資料の分配が生じる。俗流社会主義はブルジョア経済学者から（そして民主主義者の一部は俗流社会主義者から）、分配を生産様式から独立したものとして考察し、またあつかい、したがって社会主義を主として分配を中心とするものであるように説明するやりかたを、うけついでいる。真実の関係がとっくのむかしにあきらかにされているのに、なぜ逆もどりするの

（９） K・マルクス、『ゴータ綱領批判』、46頁。

(10)
か？」

ここでマルクスは、分配様式を生産様式から切り離して独立したものとしてとらえるのではなくて、逆に生産様式から必然的に生じるものとしてとらえることを要求している。またマルクスは、『経済学批判要綱』において一層明瞭に「分配の仕組みはまったく生産の仕組みによって規定されている。分配は、それ自体が生産の産物である。それは、ただ対象の点からみて、生産の結果だけが分配されうるといことばかりでなく、また形態の点からみて、生産への参与の一定の仕方が分配の特殊な形態を、分配に参与するその形態を規定するということである」とのべると同時に、「分配の変化とともに生産は変化する⁽¹¹⁾」とのべて分配の生産にたいする反作用も認めている。そしてエンゲルスもまた生産と分配との関係の二側面を認め⁽¹²⁾たうえで、社会主義的分配様式について「……生産をもっともよく促進するものは、社会のすべての成員にその能力をできるだけ全面的に発展させ、維持し、行使できるようにする分配様式である……」⁽¹³⁾とのべて、分配が生産の発展にたいして反作用をおよぼすという側面から、社会主義的分配様式のあり方を明らかにしている。

以下では、生産様式と分配様式とのあいだの関係の二側面にかんするこれらの規定に依拠しながら、さきに提起された問題を検討して行くことにしよう。

Ⅱ ソ連邦における社会主義・共産主義建設の歴史的経験と労働に応じた分配の理論

ソ連邦で支配的な労働に応じた分配の理論は、一方では、マルクス、エンゲルス等の古典的理論の継承という側面をもつと同時に、他方では、ソ連邦における社会主義・共産主義建設の実践過程でえられた歴史的・具体的経験の総括という側面をもっている。したがってこの理論は、労働に応じた分配関係の具

(10) K・マルクス、『ゴータ綱領批判』、46頁。

(11) K・マルクス、『経済学批判要綱』、大月書店、第1分冊、17頁、21頁。

(12) F・エンゲルス、『反デューリング論』、国民文庫版、299頁、306頁を参照。

(13) F・エンゲルス、同上、372頁。

体的形態である賃率制度がソ連邦で創出され確立されていった過程の反映でもある。ソ連邦で支配的なこの理論が古典的理論との比較においてもっている特徴は、第1に、古典でいう労働に応じた分配を労働の量および質に応じた分配と理解し、この質のなかに労働の困難度、熟練度、国民経済的意義の3つを含める点と、第2に、労働に応じた分配の必然性を個人的物質的関心の存在にもとめる点に要約できよう。これらの特徴は、ソ連邦で賃率制度が確立されて行く過程において、具体的・実践的経験と結びつけて古典的理論が解釈されるなかから形成されてきたものである。

本稿では、古典的理論と実践的経験との結合によって第2の特徴が形成されてくる点を以下で検討することにしたい。⁽¹⁴⁾

この検討をはじめるとにあたって、まず1920年代から30年代前半にかけての賃金問題を大ざっぱに概観しておくことが必要である。

社会主義的賃率制度を確立するための日々の具体的努力は、レーニンが1918年の7月に、労働組合が職業間の賃金を平等にするために何十回もの会議をもっているのにそれでもなお結着がつかない、とのべていることからも明らか⁽¹⁵⁾かなように、革命直後からレーニンの指導のもとに労働組合が参加して行なわれた。この努力の指針となったものは、1つは、労働に応じた分配の原則およびパリ・コンミュニョンの原則⁽¹⁶⁾であり、他の1つは、分配関係を生産発展のため⁽¹⁷⁾の方策として位置づける観点であった。こうしてソ連邦で国营セクター内部に単一の賃率制度がはじめて成立したのは、1922年のことであり、これはその後くりかえし変更され、最終的に確立されたのは1931年から34年にかけての賃率改革⁽¹⁸⁾においてであった。このとき確立された賃率制度は、労働の量および質（困難度、熟練度、国民経済的意義）に応じた分配をその基本内容とするものであった。

(14) 第1の特徴については稿をあらためて検討したい。

(15) レーニン全集、第4版邦訳（以下同じ）、27巻、537頁。

(16) 同上、27巻、251頁、33巻、75頁を参照。

(17) 同上、27巻、302頁、32巻、422頁および479頁を参照。

賃率制度確立過程の前半の1921年から25年までは、ふつう復興期と呼ばれており、第1次世界大戦以来7年にわたる戦乱によってすっかり疲弊した国民経済の復興への努力がおこなわれた時期である。たとえば、1920年から21年の労働者の全工業部門平均年実質賃金は、1913年の3分の1の水準にまで低落して労働者の最低生活の保障すら困難なありさまであった⁽¹⁹⁾。そのため、比較的高い収入を得ていた技師、技手および職員の賃金引上を抑制しつつ労働者の賃金を引き上げる方向で事態の解決がはかられた。したがって、全体として賃金の均等化への傾向が強かった。労働者の実質賃金は26年頃には戦前の水準に復位したが、均等化への傾向はその後も尾を引き、とくに28年から31年にかけてはそれが労働生産性上昇率の著しい低下をひきおこして大問題となった。このような均等化の傾向のなかで、いわゆるブルジョア専門家の問題も生じたのであった。

第1次5ヶ年計画の開始された1928年からその終了の32年までの期間は、ふつう社会主義の物質的基礎の建設期と呼ばれている。この期間には、重工業の建設が精力的にとりくまれ、そのため重工業部門に労働力を供給し確保することが緊急の課題となった。31年をさかいとして重工業諸部門の平均賃金が引き上げられ逆に軽工業諸部門の賃金が切り下げられた原因の一つは、この課題にこたえるためであった。

(18) См. Б. Ф. Майер, «Заработная плата в период перехода к коммунизму», Москва, 1963, стр. 138.

なお、この時成立した賃率制度は、1956年にその整備の目的で改訂されるまで大幅な変更をうけていない。またその基本内容は現行賃率制度にうけつがれている。1965年にはじまる経済改革は集团的労働の結果に対する利潤を源泉とした物質的報賞フンドからの支払いという分配関係をもたらしつつあり、これも労働に応じた分配とよばれているが、本稿ではこれについてはふれない。

(19) См. «Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам», том 1, Москва, 1967, стр. 435; «Советское народное хозяйство в 1921—1925 г.г.», Москва, 1960, стр. 536.

(20) 賃金引上げは採石・採炭工業、製鉄業、鉄鋳業などの部門で、賃金引下げは印刷、製紙、皮革・毛皮、毛織物、裁縫、食品製造などの部門でおこなわれた。См. «Построение фундамента социалистической экономики в СССР 1926—1932 гг.», Москва, 1960, стр. 553.

こうして、賃率制度を確立した31年からの賃率改革は、ブルジョア専門家の問題、重工業部門の賃金引上問題、そして均等化の問題などを総括するものであった。これらのうち前二者は、労働の熟練度に応じた分配や労働の国民経済的意義に応じた分配などの概念の形成に重要なかわりをもつものであるが⁽²¹⁾、本稿では、それらの個別的検討は省略し、以下で労働に応じた分配の必然性論とより密接に関連している均等化の問題に焦点を絞ることにする。

レーニンは1921年6月に食糧配給の問題を論じて次のように述べている。

「われわれの食糧配給には欠陥が現われてきたし、もはやこのままでいるわけにはいかない。われわれが均等な配給を原則として打ち立てた食糧配給は、往々、生産をたかめるうえに有害な均等性を生みだした。……

食糧配給を問題とする場合には、もっぱら公平に配給すべきだ、と考えてはならない。この配給は生産をたかめる方法であり、武器であり、手段であると考えねばならない。」⁽²²⁾

レーニンがここで提起した問題、すなわち過度に均等化された分配が生産の発展を妨げるという問題は、1920年代全体にわたってくりかえし発生し、重大な影響をおよぼしたのであった。過度の均等化が生産発展に及ぼす悪影響は、労働生産性上昇率の著しい低下となってあらわれた。1924年の共産党中央委員会特別決定〈賃金政策について〉においても、賃金増加テンポが労働生産性増加テンポをうわまわった点が問題とされたが⁽²³⁾、このような事態は1928年から31年にかけて一層顕著にあらわれた。たとえば、労働生産性の年平均増加テンポは前年度比で、1928年が112.2%、29年が112.9%、30年が109.7%、31年が107.6%、32年が102.6%であった。これにたいして賃金の平均増加テンポは同

(21) 専門家および重工業部門の高賃金はそれらの指導的役割に応ずるものとされ、後者が国民経済的な意義とよばれた。また専門家の高賃金は熟練に応ずるものとも考えられた。

(22) レーニン全集、32巻、478—479頁。

(23) См. «Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам», том 1, Москва, 1967, стр. 435.

じく前年度比で、1928年が111.8%、29年が110.0%、30年が108.2%、31年が114.4%、32年が124.4%であった。⁽²⁴⁾

このような事態の原因は何であったか？ 1927・28年の賃率改革に先だって共産党のうちだした方針は、出来高に応じた割増部分の支払額が基本給をうわまるような制度をあらためるとともに、基本給を熟練向上の刺戟とするように、というものであった。しかし労働組合レベルで実施された賃率改革は、熟練労働者の報酬と不熟練労働者の報酬とを接近させ、出来高払による収入を制限して基本給を最大限引き引き上げるというものであった。また若干の例外をのぞいて、軽工業諸部門よりも低い重工業部門の賃金はそのまますえおかれ、重工業部門の労働の熟練度や困難度が軽視された。27・28年賃率改革のもつこれらの欠陥は、熟練を高めよう、より多く生産しようとする労働者の熱意を冷却させ、労働生産性上昇率を低めた。だがここで一層重要なことは、このような労働報酬の均等化が労働力の非常に高い流動性をもたらし、生産力の一定程度の解体をもたらしたこと、そしてこのことが再生産に一定の障害をもたらしたことである。この時期の均等化については多くの経済学者がのべているが、ここでは、『経済の諸問題』1931年第6号に掲載されたエム・ヤムポリスキーの論文が当時のこのような状況を如実にえがいていると思われるので、これから例を引くことにする。

「レーニングラードのスターリン工場では、賃金組織における『粗暴な』(дикая)均等化が実際には熟練を評価しなかった。たとえば、機械製作修理の職場で、7等級の労働者は1時間に1ルーブリ38コペイカうけとっているのに6等級の労働者は1時間に1ルーブリ42コペイカもうけとっている。鍛冶場では7等級の労働者が1ルーブリ5コペイカうけとり、6等級の労働者が1ルーブリ40コペイカうけとっている。」

「たとえば、クリモフスキー製作工場においては、2等級の労働者の月賃金が425ルーブリに達した。だが6等級の器具製作の旋盤工は140ルーブリをう

(24) См. «Построение фундамента социалистической экономики в СССР 1926—1932 гг.», Москва, 1960, стр. 551—552.

けはとっている。このような企業において流動性が著しい割合に、つまり25%までに達したからといって驚くにはあたらない。わずか1つの鑄造工場において5月3日に60人が採用されて、120人が退職した。⁽²⁵⁾

当時均等化制度が支配していたと一般に言われているが、上の引用からも明らかのように、それは混乱をはらんでいた模様である。これらの例は、過度に均等化された分配が労働力の流動性を著しく高め、生産力の一定程度の解体をもたらしたことを示している。このような生産力の解体が労働生産性上昇率低下の重要な原因となったことはいうまでもないであろう。

1931年から34年にかけての大規模な賃率改革は、まさにこのような状況に直面しておこなわれたものである。イー・チグヴィンツェフは、「均等化にたいして大打撃があたえられたのは、党と政府の決定にもとづいて、重工業部門の賃金組織の改革がおこなわれ、労働に応じた報酬の社会主義的原則を強化し発展させた1931年のことである」⁽²⁶⁾とのべている。

均等化の是正を目的とした賃率改革において、熟練労働とのあいだの差異、重労働と軽労働とのあいだの差異が考慮されたにとどまらず、はじめて指導的部門および指導的職種が区別され、労働の国民経済的意義を考慮に入れた賃率制度が確立されたのであった。こうして、均等化の問題の反省をつうじて、労働の量および質（熟練度、困難度、国民経済的意義）に応じた分配の関係が制度的に確立されることとなったのである。

ところで、『経済の諸問題』1931年第6号に掲載されたエム・ヤムポリスキーの論文「現段階における賃金の諸問題」は、その発表の時期からも、その内容のうえでも、1931年9月にはじまる賃率改革の指導的理論の役割をはたしたものの1つであると考えられるが、ヤムポリスキーは、この論文の前半でさきに引用したような多くの具体的事実をもちいて『粗暴な』均等化が労働力の高

(25) М. Ямпольский, “Вопросы заработной платы на современном этапе”, «Проблемы экономики», 1931, No. 6, стр. 4—5.

(26) И. Н. Чигвинцев, «Заработная плата при социализме», Москва, 1955, стр. 34.

い流動性をもたらしていることを実証し、その後半部分において前半で示された現実をふまえながら、労働に応じた分配の必然性の問題を論じている。そのさい彼は、過度の均等化が労働力の高い流動性をひきおこして生産の発展を妨げているという事実認識をもったうえで、労働者を「労働へ引き入れる問題」を提起し、この問題の解決の方向を「物質的な個人的関心」の尊重にもとめて、次のようにのべている。

「労働規律の問題、労働へ引き入れる問題は、過渡期の経済と社会主義との最も複雑な問題であるからこそ、社会主義的競争と突撃作業運動と労働とにたいする共産主義的態度とならんで、生産の諸成功にたいする物質的個人的関心と労働にたいする経済的刺戟の創出とが巨大な意義を獲得するのである。」(傍点は引用者による)

ここでは、分配関係を生産発展のための手段として位置づける視角から、労働者を生産に引き入れ生産を発展させるために個人的物質的関心を刺戟するような分配関係が必要であるというヤムポリスキーの見解が示されている。ヤムポリスキーは、「あたかも物質的個人的刺戟の創出は労働組織の社会主義的形態と矛盾するかのようにいうトロッキー分子や左翼偏向者の」批判にこたえ、彼

(27) ヤムポリスキーの理論には、それに先行する形成過程があったといえよう。先ずレーニンが、生産での重点主義、分配での均等主義を主張するトロツキーを批判して、1920年に両分野で重点主義をつらぬかなくてはならないことを強調している(全集、32巻、13—14頁参照)。また、「История экономической мысли」(часть третья, Москва, 1970)の第20章第5節社会主義的分配原則の根拠づけによれば、分配問題解決への共産党の貢献として、1925年頃ジノヴィエフを中心とするグループが《平等のための闘い》を宣言したのに対して、エム・イー・カリーニン、イー・ヴェー・スターリン等が批判した点と、1932年の第17回党会議でヴェー・ヴェー・クィブィシエフが労働に応じた分配原則の必然性を生産力の低い段階では均等化が社会発展に最大の障害をもたらさずにはおかないということ根拠づけた点とがあげられている。

(28) この箇所はレーニンの「労働に引き入れること—社会主義のもっとも重要な、もっとも困難な問題である」(全集、32巻、422頁)を継承したものであろう。レーニンはここで現物報賞が社会主義建設上の役割の点でもっとも重要な制度の一つである、と指摘している。

(29) М. Ямпольский, указанная работа, стр. 8.

(30) Там же, стр. 9.

自身の見解を根拠づけるさいに、彼の視角から解釈されたマルクスやレーニンに依拠している。彼は労働に応じた分配についてのレーニンの見解を『国家と革命』から引用しながら、次のようにのべている。

「<等量の労働にたいして等量の生産物を>の原則は、社会主義的である。このことをレーニンは強調した。レーニンは次のようにかいた。『<働かざる者は食うべからず>という、この社会主義的原則はすでに実現されているし、<等量の労働にたいして等量の生産物を>という、この社会主義的原則もすでに実現されている。けれども、これはまだ共産主義ではない。そして、これはまだ、不平等な人間の、不平等な（事実上不平等な）労働にたいして等量の生産物を与える<ブルジョア的権利>を除去するものではない。（『国家と革命』⁽³¹⁾）」

ヤムポリスキーは、このように労働に応じた分配の原則を示したこの節にすぐにつづけて、マルクスが『ゴータ綱領批判』で個人の分業への隷属が消滅し労働が第一の生活欲求になり生産力の増大したのちにはじめて各人は必要に応じてうけることができると書いた部分を引用し、さらにこの引用につづけて次のようにのべている。

「こうして労働の量と質に応じた報酬から共産主義的な分配原則—各人は能力に応じて、各人は必要に応じて—への移行は、分業の消滅と結びついており、精神労働と肉体労働との矛盾の除去と結びついており、共産主義社会の必要の全面的な充足を保障しうるような生産力の最大の増加と結びついている。

こうして、マルクスとレーニンは、社会主義社会発展のための要因としての、共産主義の前提の創出のための要因としての物質的個人的刺戟の最大の役割と意義を強調した。⁽³²⁾」（傍点は引用者による）

以上の引用から明らかのように、ヤムポリスキーは、レーニンが『国家と革命』において労働に応じた分配についてのべたことを、レーニンが物質的個人

(31) Там же, стр. 9. なお、引用文中の『国家と革命』からの引用箇所は、角川文庫版、大崎平八郎訳による。

(32) К・マルクス、『ゴータ綱領批判』、45頁参照。

(33) М. Ямпольский, указанная работа, стр. 9.

的刺戟の最大の役割を強調したものとして引用しており、したがって、労働に応じた分配を物質的個人的刺戟の創出と解釈しているのである。またヤムポリスキーは、マルクスが必要に応じた分配にいたるためには分業への隷属が廃止され生産力が高められなければならないと述べたことを、社会主義社会の発展と共産主義の前提の創出とのための要因として物質的個人的刺戟の役割を強調したものと解釈しているのである。結局彼がここでいいたいことは、生産発展のためには物質的個人的関心の刺戟が必要であるが、それは労働に応じた分配によってなされる、ということに要約されよう。

ところで、ヤムポリスキーの引用しているマルクスやレーニンの論述を物質的個人的刺戟の強調に結びける彼の仕方は、いささか強引の感があるが、彼がこのように結びつけたのは、おそらく、『ゴータ綱領批判』の彼の引用箇所に、社会主義段階では労働が第1の生活欲求になっていないことが間接的にはあるが示されているからであろう。この推測の正しさは、彼が社会主義のもとでの賃金は労働力の価格の不合理な表現ではなく、「それは分業の残滓から、精神労働と肉体労働とのあいだに存在する差異から、また労働が欲求になっていない⁽³⁴⁾ということから生じる社会的諸関係を表現するものである」（傍点は引用者による）とのべていることから明らかであろう。したがって、以上のようなヤムポリスキーの議論のなかには、労働が生活欲求になっていないのだから生産発展のためには物質的個人的関心の刺戟が必要であり、よって労働に応じた分配が必要である、という論理を読みとることができるのである。

さらに、ヤムポリスキーは、社会主義のもとでの賃金＝労働に応じた報酬の必然性について、概括的につぎのようにのべている。

「社会主義と共産主義の低い段階での『賃金』の存在の必然性は、社会主義が資本主義から生まれでて『古い社会の母斑』をつけているということ、社会主義のもとではまだ分業が、精神労働と肉体労働とのあいだの矛盾が残存しており、したがって、まだ職業や熟練が存在しているということ、資本主義の伝統や習慣が最終的に根絶されていない⁽³⁵⁾ということと結びついている。」

(34) Там же, стр. 11.

労働に応じた分配の必然性にかんするエム・ヤムポリスキーの以上の見解は、よく整理され十分に関連づけられているとはいえないが、重要な次の諸命題を含んでいる。

- 1 社会主義の段階では、生産力の発展水準は必要の全面的充足を保障しうるほどに達していない。
- 2 生産の発展のためには、物質的個人的関心の刺戟がおこなわれなければならない。
- 3 物質的個人的関心の刺戟をつくりだすものは、労働に応じた分配である。
- 4 労働に応じた分配は、社会主義の段階で分業が残存しているために職業や熟練が残っている状況と、労働が第1の生活欲求になっていない状況とが生じる社会的関係である。

このような諸命題を内容とするヤムポリスキーの労働に応じた分配の必然性論は、以上から明らかなように、均等化された分配が労働力の高い流動性をもたらし再生産の危機的状况を生んだ当時の経験から、それを克服するために物質的個人的関心の重視をうちだし、このことをマルクスやレーニンの労働に応じた分配論に依拠しながら正当化する過程で生みだされたものである、ということができる。

物質的個人的関心の刺戟は、ソヴィエト政府が当時の困難な状況を克服し生産を発展させる目的で各々の労働者に働きかけるさいに、労働者の物質的個人的関心にうったえる手段として分配関係をつくって行くという路線である。したがって彼のこの理論は、分配関係を生産発展の手段とみなす視角をその根底にもっており、また生産の発展に分配関係が反作用するという側面を重視している、ということができる。

このような命題と視角は最近の労働に応じた分配の必然性論の基本的な特徴となっており、この意味では、ヤムポリスキーの理論は現在ソ連邦で通説とな

(35) Там же, стр. 9—10.

一橋研究第22号

っている労働に応じた分配の必然性論の原型である、ということができる。ヤムポリスキー等が示したこのような理論が現代の支配的理論の地位をかちえた原因の一つは、このような理論にみちびかれて1931年から34年の賃率改革を通じてつくられた分配関係がその後のソヴィエト経済の発展に貢献してきたという歴史的事実にもとめられよう。この理論は、それなりの正しさが歴史的实践的に検証されたのである。

(最近の諸理論の検討は稿をあらためておこなう予定である。)

(筆者の住所：東京都世田谷区砧 8-33-15)